

令和6年11月14日

尾張旭市長 柴 田 浩 殿

尾張旭市特別職報酬等審議会

会 長 伊 藤 雅 一

議会の議員の議員報酬及び期末手当の額並びに市長、副市長及び
教育長の給料及び期末手当の額について（答申）

令和6年10月11日付け6人第95号で諮問のあったこのことについて、
公平、中立の立場において各委員が率直かつ慎重に審議を行った結果、別記の
とおり答申します。

別 記

1 議会の議員の議員報酬の額及び期末手当の額並びに市長、副市長及び教育長の給料及び期末手当の額

(1) 議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額 (以下「月例給」という。)

次のとおり、月例給については、1. 1%分引き上げることが適当である。

	現行の月例給	改定後の月例給	増加額	増加率
市 長	986,000円	997,000円	11,000円	1. 1%
副市長	790,000円	799,000円	9,000円	
教育長	709,000円	717,000円	8,000円	
議 長	535,000円	541,000円	6,000円	
副議長	465,000円	470,000円	5,000円	
議 員	427,000円	432,000円	5,000円	

(2) 議会の議員の期末手当の額並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の額 (以下「期末手当額」という。)

次のとおり、期末手当額については、支給月数を0. 05月分引上げることが適当である。

	現行の支給月数	改定後の支給月数	増加月数
市 長	3. 40月	3. 45月	0. 05月
副市長			
教育長			
議 長			
副議長			
議 員			

2 改定の時期

(1) 月例給

令和7年4月1日から適用し改定することが適当である。

(2) 期末手当額

令和6年12月1日から適用し改定することが適当である。

3 審議會の内容

本審議會は、市長から議会の議員の議員報酬の額及び期末手当の額並びに市長、副市長及び教育長の給料及び期末手当の額について諮問を受け、各委員は、令和6年10月11日に審議會を開催し、市民各層の代表であることを深く認識し、公平、中立の立場を堅持し、忌憚のない意見交換により審議を行った。

審議は、以下の論点を中心に進められた。

(1) 人事院の給与等に関する勧告の状況

令和6年人事院給与勧告において、国家公務員の一般職の給料月額若年層の職員を重点に置き平均3.0%引上げ、期末勤勉手当の支給月数は期末手当及び勤勉手当それぞれ0.05月分引上げの勧告がなされた。また、国家公務員の指定職の給料月額は1.1%引上げ、期末勤勉手当の支給月数は期末手当及び勤勉手当それぞれ0.025月分引上げの勧告がなされた。

(2) 一般職の給与改定状況

本市の一般職の給料は、人事院給与勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、給料月額は若年層の職員を重点に置き平均3.0%引上げ、期末手当及び勤勉手当それぞれ0.05月分引上げる増額改定を行う方向で事務を進めている。

(3) 経済情勢

日本経済全体では、緩やかに回復しているが、物価高や資材高騰の影響により、中小企業では利益率が厳しい状況が続いている。それに加え、7月に日銀が利上げを決定したことから、借入の利息や今後の設備投資の資金調達の利払いが増える可能性も考えられる。しかしながら、実質賃金は、春闘での賃上げの反映などにより、6月に28カ月ぶりにプラスに転じることとなり、回復傾向にあると考えられる。

(4) 財政状況

本市の財政指標は、県内各市と比較するとやや下位となるものの、全国

的な比較では上位に位置しており、税金についても伸びている状況である。

(5) 特別職の月例給の水準

県内各市での支給額を比較すると、本市の特別職の月例給は、平均並みの水準にある。

本審議会では、物価高や資材高騰の影響もあり、中小企業等では厳しい状況が続いている側面があるものの、本市ではサラリーマン世帯が多く、賃上げが進んでいることや市の財政状況に問題がないこと、人事院勧告自体が官民格差を考慮して発出されたものであり、重要な判断材料にすべきである等の意見が各委員から寄せられた。これらのことを総合的に検討した結果、人事院給与勧告の内容と同様に月例給は1.1%引上げとし、期末手当額は0.05月分引上げとすることが適当であるとの結論に至った。

